

令和3年神審第15号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年10月23日11時46分

和歌山県加太港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 11.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 176キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪、舵輪の前方右舷寄りにGPSプロッター、舵輪の後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、同人の親族2人及び知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年10月23日07時00分和歌山県和歌山下津港海南第2区の琴の浦地区の係留地を発し、友ヶ島水道北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、08時00分釣り場に到着し、流し釣りを行っていたところ、次第に西寄りの風が強くなってきたことから帰航することとし、平素、釣り場からの帰途に通航していた友ヶ島水道由良瀬戸または同水道中ノ瀬戸ではなく、陸岸寄りの同水道加太瀬戸を經由して帰航することとした。

ところで、加太瀬戸南東部には地方港湾の加太港が位置しており、同港の第1防波堤の南端付近から南西方には浅所（以下「加太港南西岸浅所」という。）が存在していて、GPSプロッターの画面を拡大表示することで、その拡張状況を把握することが可能であった。

釣り場を発進するにあたり、a受審人は、過去に加太瀬戸の通航経験があつて加太港南西岸浅所が存在することを知っていたものの、その拡張状況を把握していなかったが、陸岸に近づき過ぎなければ無難に航行できるものと思い、GPSプロッターの画面を拡大表示して精査するなど、水路調査を十分に行うことなく、距岸約200メートルのところまで同浅所が拡張していることに気付かなかった。

a受審人は、操縦席に腰掛け、同乗者2人を前部甲板に、同1人を後部甲板にそれぞれ配し、GPSプロッターの画面表示を海南第2区までが映る小縮尺の設定にした状態のまま、11時00分釣り場を発進し、その後加太瀬戸に至り、加太港に入航したのち第1防波堤に接

航して南下し、11時44分半僅か過ぎ加太港第1防波堤灯台（以下「第1防波堤灯台」という。）から198度（真方位，以下同じ。）360メートルの地点で，針路を205度に定め，10.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で，手動操舵により進行した。

針路を定めたとき，a受審人は，加太港南西岸浅所が正船首450メートルのところとなり，その後，同浅所に向首して続航し，11時46分第1防波堤灯台から202度800メートルの地点において，Aは，原針路及び原速力で，同浅所に乗り揚げた。

当時，天候は曇りで風力4の西北西風が吹き，潮候は上げ潮の末期で，和歌山市には強風注意報が発表されていた。

乗揚の結果，船底外板に破口等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は，和歌山下津港海南第2区へ帰航のため，加太瀬戸を經由する予定で友ヶ島水道北方沖合の釣り場を発進するにあたり，水路調査が不十分で，加太港南西岸浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は，和歌山下津港海南第2区へ帰航のため，加太瀬戸を經由する予定で友ヶ島水道北方沖合の釣り場を発進する場合，加太港南西岸浅所の存在を知っていたものの，その拡張状況を把握していなかったのだから，GPSプロッターの画面を拡大表示して精査するなど，水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，陸岸に近づき過ぎなければ無難に航行できるものと思い，水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により，距岸約200メートルのところまで加太港南西岸浅所が拡張していることに気付かず，同浅所に向首進行して乗揚を招き，船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 1 1 月 1 6 日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌 倉 保 男